六　［略］
七　［略］
八　栄養士法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二号）第十九条の管理栄養士国家試験の合格証書の交付に関する事務
九　栄養士法施行規則第二十条第一項の管理栄養士国家試験の合格証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十条　法別表十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　略］

第十条の二　法別表十四の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）第十五条第一項の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
二　母体保護法による指定証又は標識に関する事務
三　母体保護法施行令（昭和二十四年政令第十六号）第二条の被指定者（同令第一条第一項の被指定者をいう。）の名簿の作成に関する事務
四　母体保護法施行令第四条の住所変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査、その届出に対する応答又はその届出の通知に関する事務
五　母体保護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第三十二号）第十五条第一項の指定の取消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
六　母体保護法施行規則第十五条第二項の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第十条の二の二　法別表十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］
三　医師法第七条第一項の処分又は同条第二項の再免許に関する事務
四　医師法第九条の医師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務
五　医師法第十五条の医師国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務
六　［略］
七　［略］
八　［略］
九　医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）第十七条の医師国家試験の合格証書の交付に関する事務
十　医師法施行規則第十八条第一項の医師国家試験の合格証明書の交付の出願の受理、その出願に係る事実についての審査又はその出願に対する応答に関する事務

第十条の三　法別表十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］
三　歯科医師法第七条第一項の処分又は同条第二項の再免許に関する事務
四　歯科医師法第九条の歯科医師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務
五　歯科医師法第十五条の歯科医師国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務
六　［略］
七　［略］
八　［略］

四　［同上］
五　［同上］
［新設］

第十条　法別表第一の十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［新設］
［一～七　同上］

第十条の二　法別表第一の十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］
三　医師法第七条第一項の処分に関する事務
［新設］
［新設］
四　［同上］
五　［同上］
六　［同上］
［新設］

［新設］

第十条の三　法別表第一の十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］
三　歯科医師法第七条第一項の処分に関する事務
［新設］
［新設］
四　［同上］
五　［同上］
六　［同上］